

ことが検討されることになる点にも留意が必要になる。

さらに、株主間契約の終了、離脱を想定したEXITの手段についての規定を株主間契約で規定、もしくは、EXIT部分の規定を抜き出した、財産分配契約の内容を検討していくことになる。資本業務提携締結時点で先んじて、このような見込みどおりいかなかった場合の規定を設けておくことで、将来の紛争の種を解消しておくことも必要になる。

香取 武志(かとり・たけし)
GCA FAS(株) パートナー
公認会計士
監査法人トーマツ(現・有限責任監査法人トーマツ)では多職種にわたる法定監査業務、内部統制構築支援業務を経験。事業再生ファンドに入社後は、投資先の執行役員として投資先に常駐。投資実行後のガバナンス再構築、販売戦略再構築、計数管理強化、コスト構造改革、財務戦略、人事制度改革といった各種再生プロジェクトおよび投資先の売却実行に携わる。当社グループ入社後は国内外の幅広い業種のデューデリジェンス業務、企業価値評価業務、PPA業務、事業計画作成支援業務、M&Aエグゼキューション業務に携わる。2016年、マレーシアに赴任し、日本企業の東南アジア案件推進を担当。

第3章

会計・税務・法務の留意事項は？ 出資比率の設計で 検討すべきポイント

GCA FAS(株)
公認会計士 溝口 雅彦

【この章のエッセンス】

- 資本提携の出資比率設計において、会計・税務・法務の扱いを十分に理解しておくことが重要である。
- 会計の取扱い(連結・持分法・その他投資)は、財務指標(営業利益率、ROE、ROA)にも大きく影響する。

第1章で述べたように、資本提携は互いの独立性を維持しつつ業務提携の実効性を担保する意図があることから、「拒否権を確保するため34%を取りに行く」というように出資比率を決めることからスタートするというよりは、投資総額(予算)と出資時の株式評価額の割り算によって取得株数が決まり、その結果として

出資比率が定まっているケースが多いと考えられる。

しかしながら、出資比率によって、会計・税務の扱い、株主としての権利が大きく異なってくることから、これらの視点を無視することはできない、また「持分法となるようにする」、「拒否権を取りに行く」という視点から議論をスタートさせ、出資比率を決めるケースもあり得る。

そこで、第3章では、日本の会計基準を前提に、出資比率の違いにより、会計・税務・法務の扱いがどのように異なってくるかについて述べる。

会計の視点から

次頁図表10のように、企業への出

資は、出資比率が高い順に、①子会社、②関連会社、③その他投資の3つに分類され、会計上の取扱いもこの3区分に応じて異なる。

投資の成否の判断軸はさまざまであり、簡単に評価することは難しいが、一番客観的な物差しは、「投資を実行したことにより、投資側の財務諸表および財務指標がどのように変わったか?」という財務面の定量的評価である。したがって、出資比率に応じた会計処理がどのようになっており、その結果、自らの財務諸表に与える影響がどのように異なるかを理解しておくことは重要である。

(1) 子会社—連結

出資比率が50%超となる場合は、一般的に連結子会社となり当該子会